

2019（平成31）年度
事業計画書



社会福祉法人 一真会
ISSHINKAI social welfare corporation

秋田県横手市十字町睦合字川井川47番地

(福)一真会
2019(平成31)年度 事業計画

－ もくじ －

- I 基本方針
 - II 運営事業
 - III 役員の状況及び理事会等の開催
 - IV 組織図
 - V 運営方針
 - VI 事業目標
 - VII 資金計画及び資金収支予算
 - VIII 人事計画
 - IX 会議・委員会計画
 - X 事業所別運営計画(別紙)
 - XI 事業所別利用計画
 - XII その他の計画
-

社会福祉法人 一真会

平成31年度 事業計画

I. 法人基本方針

開設以来、地域の方々をはじめ、行政機関や取引業者の皆様、ご家族様に支えられながら、地域に密着した施設を目標に運営してまいりました花むつみも丸8年が経過しました。

”福祉は究極のサービス”という法人基本理念のもと、今後も初心を忘れず、サービスを実践していくのが職員(人財)であるという事を忘れず継続的な資質向上を図り、地域の一員として、なお一層地域とのつながりを大切に質の高いサービス運営を行って参りたいと思います。

さて、地域福祉をめぐる情勢は非常に厳しくなっております。

社会福祉法の改革が行われ、社会福祉法人に対する規制も厳しくなる中、介護保険法の改正、地域包括ケアシステムの構築など、めまぐるしく変化する社会状況の中、新しい法律や制度が施行されています。

今日の多様で複合的な福祉課題への対応は、地域を基盤に包括的に取り組む必要があり、ことが深刻になる前に早期発見で予防的支援が重要であると考えます。社会福祉法改正では、「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備を柱に地域共生社会を目指すとし、第一に、地域での困りごとを「他人事」ではなく、「我が事」として地域住民や福祉関係者など多様な主体と取り組んでいけるよう、継続して働きかけをすること。第二に、複合的な課題を「丸ごと」受け止める場をつくり、専門機関が協働して地域住民と一緒に支援していくことなどの取り組みを進めていこうというものです。

制度ごとの縦割支援が非効率や狭間問題を起こしてきたこと、制度の整備が逆に家族・住民の制度任せの傾向を助長してきたことを振り返り、地域の関係者が「我が事」と考え、かわりを深めることは重要です。これら地域包括的支援をめぐる取り組みでは、社会福祉法人が積極的に関わりを深めていくことが求められています。当法人も、地域の福祉課題に対応するため、各分野の枠を超えて、より包括的な取り組みを行なうとともに、幅広いニーズに柔軟に対応し、地域共生社会において当法人の役割をしっかりと果たして参ります。

そして、少子高齢化が進む中で、介護従事者の確保も極めて重要な課題となっております。当法人にとっても看過できるものではなく、質の高い福祉サービスを考えるうえで、人材の確保・育成・定着は欠かすことができません。今年10月に実施予定の介護報酬改定において、「さらなる処遇改善」として「介護職員特定処遇改善加算」が決まりました。これは経験・技能のある介護職員などの賃金を他産業と遜色ない水準に高めることを目的に、介護職員以外の職種一定程度の配分が可能な点などが特徴です。

介護業務は「厳しさに対し賃金が安い」などを背景に、人材確保には大きなハードルがあります。その一方で、賃金水準だけではなく職場環境の改善も重要です。当法人として職員の定着を図る上でも、賃金だけではなく、労働環境の整備、職員の働き方改善などにも積極的に取り組んで参ります。

また、昨年度末には横手市、宅建建物取引業者8社、居住支援団体(当法人含む社会福祉法人)10法人による「横手市居住支援協議会」が新たに設立されました。この会は、定額所得者、被災者、高齢者、子供を養育している方などの住宅確保要配慮者へ対しての住宅セーフティネットの一層の強化・重層化を図り、横手市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的としています。

今年度が設立初年度となるわけですが、当法人といたしましては、今まで取り組んできました「横手市低所得高齢者等住まい・生活支援事業」(高齢者くらしのサポートセンター花むつみ)を通して、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしを継続していけるよう、引き続き可能な限り地域高齢者はじめ地域住民の実状や個別ニーズの開拓を行ない、その方を取り巻く地域資源(人・組織・モノ等)の協力を仰ぎながら事業推進を図っていきたいと思います。

既存事業の特別養護老人ホーム・小規模多機能型事業などの施設サービスにおいては、ご利用者一人ひとりの心に寄り添ったケアを継続しつつ、ご利用者自身も地域の一員であるということを念頭におき、関係各所との連携も含め地域の方々との交流・ふれあいの機会を増やし、一人でも多くの方、そして一回でも多くの笑顔が見いだせるように取り組んで参ります。

さらに、公立保育園の民営化に伴い、平成32年4月より当法人が運営を行うこととなりました。植田・睦合統合保育所(仮称)は、昨年度に準備室を立ち上げてから、横手市や各関係機関との協議を重ねながら開設に向け準備を進めております。現在までに、基本設計打合せ、保育士採用面接などを行い、今年度は引き継ぎ保育や新園舎建設工事と、来年度の開園に向け本格的な動きとなります。

全国的に少子化が進む中、家庭形態の多様化、地域のつながりの希薄化、それに伴い家庭や地域の養育力の低下などが問題視され、ニーズに応じた多様な保育の提供が必要となります。統合保育所では、こうしたニーズに可能な限り対応するべく、地域に根差した運営方針を掲げ、今までの保育環境の維持及び更なる質の向上を目ざし、継続して保育運営を行なっていきながら、その中で地域の力となり、十文字西地域の福祉発展のために邁進して参ります。

2025年には「団塊の世代」と呼ばれる世代が75歳以上の後期高齢者となり、3人に1人が高齢者という時代が到来します。しかし、高齢者が増えることは避けられません。

今後、介護福祉に求められるものは、ますます多様化していくものと思われれます。そうした状況の中、地域に必要とされる法人であり続ける為にも、絶えず情報の発信と共に地域の福祉ニーズを的確に捉え、応えていくことが我々の使命だと思えます。

社会福祉の向上に貢献することは勿論のこと、サービスを必要とする方々へ、良質・安心・信頼される福祉サービスを提供し、一人ひとりが、その人らしく安心して暮らしていける支援を実践して行くことを一真会は継続して参ります。

今後も、社会福祉法・老人福祉法・介護保険法、また横手市当局等のご指導の下、開かれた透明性のある法人運営及び施設運営を行ない、地域の方、関係者等の更なる信頼を得るよう努めて参ります。

法人基本理念

私たちは、生活の基準のすべてをお客様に負っている事を自覚し、お客様一人ひとりの人権・人間性を重んじその人らしい生活を送ることができるようあらゆる面から支援します。福祉は究極のサービスととらえ、地域のベスト介護・福祉事業者を目指す法人としてお客様へ最も優れたサービス(人財)を提供することにより、人々が豊かでゆとりある生活・文化の向上と地域社会の発展に貢献します。

Ⅱ.運営事業

1. 社会福祉事業

(1) 高齢者福祉(介護保険事業)

- ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
特別養護老人ホーム 花むつみ(定員29名) 【第1種社会福祉事業】
- ②小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護 花むつみ(登録定員29名)【第2種社会福祉事業】
- ③居宅介護支援
介護の相談所 花むつみ 【公益事業】※会計上は社会福祉事業
- ④通所介護
炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ(定員10名) 【第2種社会福祉事業】
- ⑤短期入所生活介護
風薫る宿 花むつみ(定員28名) 【第2種社会福祉事業】

(2) 児童福祉事業

- ①植田・睦合統合保育所(仮称) 開設準備室 【第2種社会福祉事業】

2. 公益事業

- ①高齢者等住まい・生活支援事業
高齢者くらしのサポートセンター 花むつみ

3. その他事業

- ①地域支援事業(法人地域貢献事業)
多世代地域サロン coco de 輪っこ

Ⅲ. 役員の状況及び理事会等の開催

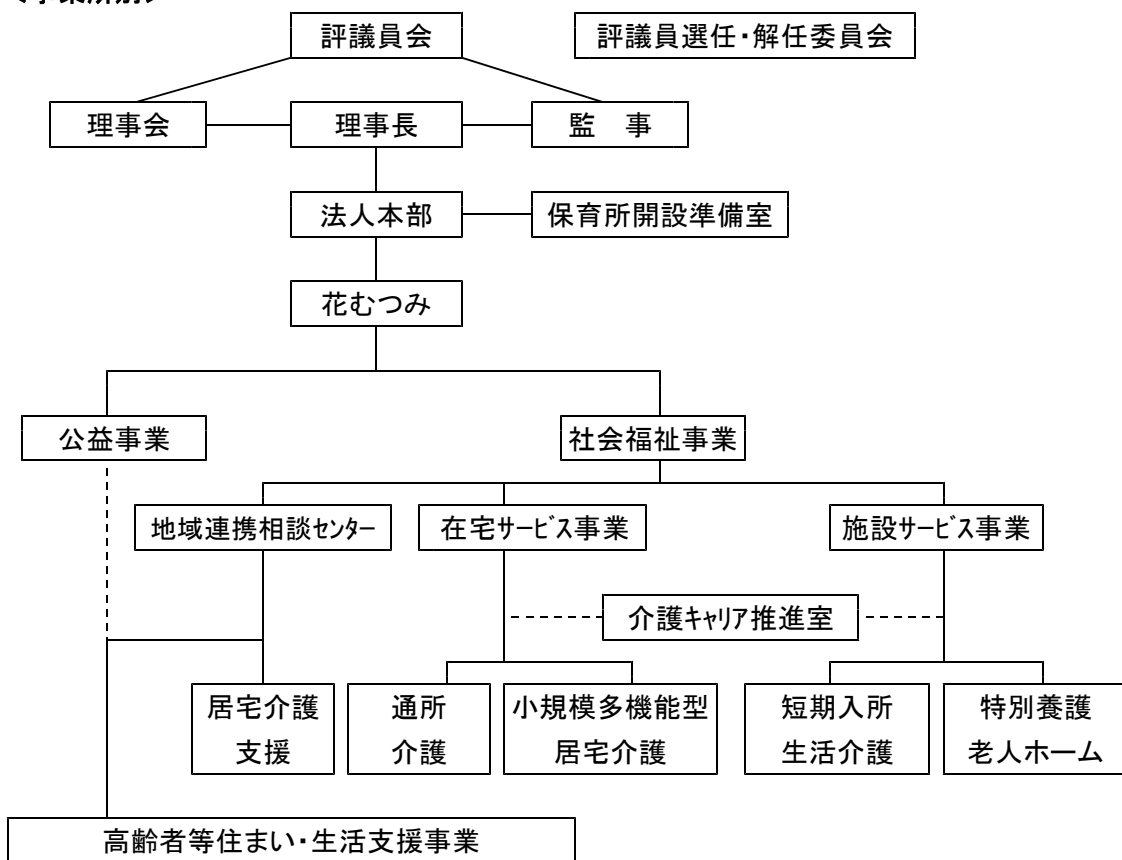
(1) 役員の状況 評議員7名 / 理事 6名 / 監事 2名

(2) 理事会等の開催

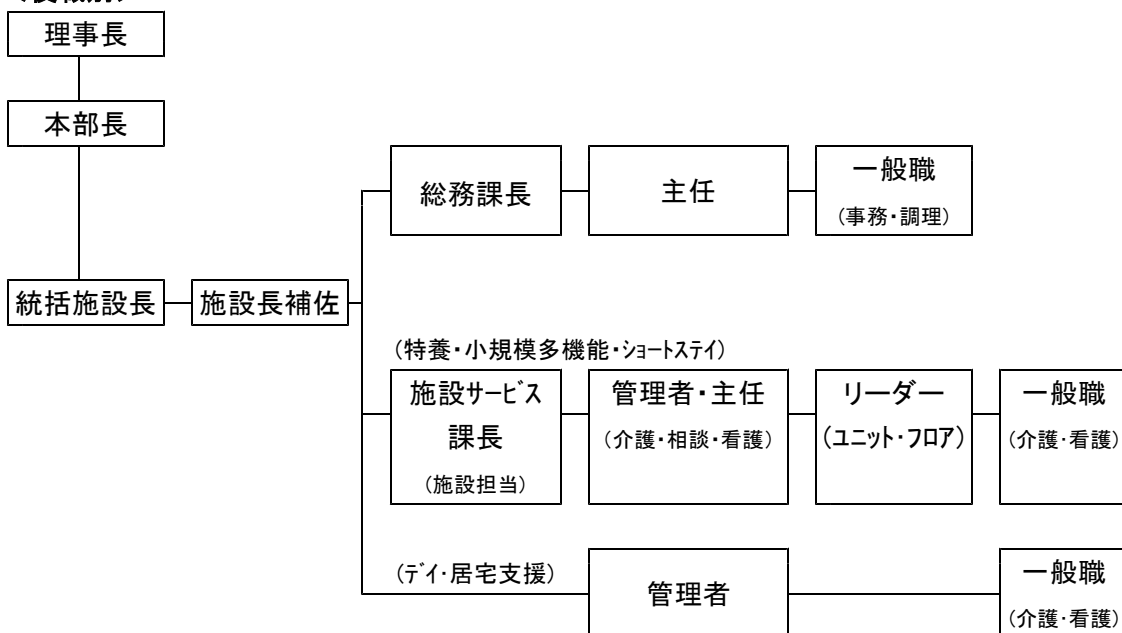
- 1. 監事による法人監査の実施(5月中旬)
- 2. 第1回理事会(5月下旬) 前年度事業報告・決算の承認
- 3. 評議員会 (6月中旬) 前年度事業報告・決算の承認等
- 4. 第2回理事会(6月中旬) 理事長の互選等
- 5. 第3回理事会(11月下旬) 中間報告・補正予算等
- 6. 第4回理事会(3月下旬) 次年度事業計画案・予算案等

IV.組織体制図

<事業所別>



<役職別>



V.事業運営方針

地域包括ケアシステムを念頭に、施設運営理念である「慈・愛・心・睦」を胸に、ご利用者一人ひとりが、その人らしく生きていける生活の支援を実践していきます。

そして、地域に密着した施設として、地域行事等を通じた地域住民との交流や、定期開催の地域密着型運営推進会議により地域住民への情報発信及び意見を収集した中で、開かれた施設運営を行います。

さらに、介護施設のもつ福祉・介護についてのノウハウ・情報を地域にとって有意のあるものと捉え、そのノウハウ・情報を地域に開放し、介護の社会化を図り福祉教育の一助となる事業展開を進めていきます。

また、施設が単なる介護福祉施設ではなく、居宅介護支援事業による地域の抱える介護の悩み等の相談から、更には小規模多機能型居宅介護事業や通所介護事業、そしてショートステイ事業による地域の在宅介護を包括的に支え、また、特別養護老人ホームの入所者と地域との架け橋を結び、地域とともに歩む事業展開をし、この施設が地域の財産として活用できるようにします。

<運営方針>

- ①業界の需給状況の変化や制度改定など市場環境の変化を見据え、お客様のニーズを把握し、お客様の立場に立ったより良いサービスを提供するために、常に改善意識をもち実践していく。
- ②自立経営の実現を軸に、経営基盤や組織作りを支えるのが職員であると位置づけ、その一人ひとりが考え主体的に行動できる風土を、職場をあげて取り組むよう図る。
また、職員教育にも力を入れ、本部機能として人材開発を手掛けるメンバー体制を整え、外部・内部研修を組み合わせ一人ひとりのマンパワーの育成を図る。
- ③事業継続に必要な財源確保のため、マーケティング力・情報発信、或いはニーズの発掘などをもとに、適切な収入を確保する。また財務計画に基づき、適切で且つ最少の経費で最大の効果が得られる経営を目標に基盤強化に努める。
- ④地域に愛される運営を行なうため、地域住民との交流と連携を図っていく。また、地域の交流センターとも連携した取組みを継続して行っていく。

施設運営理念

慈 愛 心 睦
きずな おもいやり つながり ふれあい

私たちは、みなさまと互いに寄り添い、やすらぎのある環境の中で、一人ひとりの意思を尊重し、生き生きとした暮らしを支えています。

VI.事業目標

1.組織づくりと人材育成・人事制度

- ①法人としての組織づくりを行ない、しくみの見直し等も図り、職員一人一人のマンパワーを育てる環境を整え、組織力を強化する。
- ②研修計画(OJT・OFF-JT)をたて、新任・中堅・役職等の段階に応じた研修を通じ、人材育成を図る。
- ③スキルアップのための資格取得を応援し、その制度の拡充を図る
- ④福利厚生については、社会保険等は勿論のこと、職員が「働きやすい環境」「働きがいのある環境」づくりをし、仕事と家庭の両立支援を推進しながら人材の定着を図る。

2.財務基盤の安定化(自立健全経営の実現)

- ①必要なサービス体制の強化と質の向上を図り、加算報酬の算定体制を整えていく。
また、事業の稼働率確保を目標として情報発信等の広報・営業活動を通じたニーズの発掘をし、今後も利用者数を継続維持できる事業運営を行う。
- ②安定的なサービス提供をもとに、ご利用者の利用促進を図る。

3.社会機能の強化

①地域交流と施設の開放

隣接の保育所、小学校との連携を密にし子供たちとの交流を推進する。また、地域の行事や施設行事に参加して頂き、地域との交流も積極的に推進し、高齢者の社会参加を促しながら、地域との交流を深めていく。

その他に例年同様、春・秋の交通安全運動へ参加し、職員が街頭立会をした中で地域児童の交通安全の確保はもとより、地域の方々との交流を図る。

また、小規模多機能型居宅介護事業所玄関前に移設した人工炭酸泉の足湯を地域に開放することにより、人工炭酸泉の効能やメリット等の普及は勿論のこと、地域住民との交流及び住民と利用者の交流の一助にしていきたい。

更には、地域での介護教室の開催・介護サービス見学会などを通じて、施設が地域の財産となるよう努めていく。(十文字西交流センターとの密な連携)

②個人情報保護と情報開示

個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努める。また、個人情報の利用目的を特定し、公正かつ適切に取り扱う。

情報開示について、情報公開制度や地域密着型サービス外部評価および広報紙の活用決算報告・事業報告、日々の活動等をホームページ等を通じて公開する。

また、労働環境・会社制度等の情報開示も行い、慢性的に不足している介護人材の確保策としての一環として推進していく。

③ニーズの発掘

日常生活支援からの利用者ニーズは勿論のこと、居宅介護支援事業における相談内容による発掘、通所介護事業やショートステイ事業などの在宅サービス事業におけるニ

ーズ、また家族アンケートや地域交流等を通じてニーズの発掘を行う。

④行政及び同業者との連携

横手市健康福祉部、各地域局福祉課、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者・その他同業者との更なる連携を図り、地域福祉の活性化に貢献する。

4.危機管理体制(リスクマネジメント)

①サービス提供体制

介護事故を未然に防止する体制の強化。ヒヤリはっと等の集計により、一つの事故の前兆を把握し未然に防止する体制を管轄委員会にて行う。

②災害防止対策

施設内外の危険箇所の把握、点検、改善等の防災対策を徹底する。

施設の防災設備が円滑に機能するように、点検、設備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないように努める。

火災・地震等の災害が発生した場合、利用者様の安全確保に迅速に対応できるよう、地域の消防団等の協力を得ながら、年2回の防災訓練を行なう。

また、昨年他県で発生した福祉施設の水災被害の教訓も受け、国の指針等に従い防災対策も行っていく。

5.会議・委員会活動

花むつみの理念に沿った会議・委員会による活動を行い、自発的な組織活動を促す中で自立した組織体制の構築を継続する。もって、地域社会の一員としての機能強化も図る。

(後述:会議委員会活動参照)

6.環境整備と社会貢献活動

施設内外の環境を整備し、地域に愛される施設づくりをしていく。敷地内における樹木等の管理や草刈り作業等による景観整備も継続していく。施設経年劣化等による、修繕箇所等も発生してくると思われるため、日々の管理を徹底していく。

社会貢献活動としては、居住支援協議会の会員として、以前より行なっている「高齢者くらしのサポートセンター事業」の推進や、地域の元気高齢者を対象とした地域連携事業、そしてサロン活動なども行っていく。また現在行なっているプルタブやペットボトルキャップの回収運動、睦合小学校のアルミ缶回収活動への参加も継続的に行なっていく。

社会福祉法人としての責務を全うし、地域に開かれた運営を行い、地域に貢献していく。

7.マーケティング戦略とコミュニケーション力の強化

①マーケティング戦略

事業ごとに変容する競争環境や内部状況に合わせ、マーケティング戦略の策定と実施を主軸とし、多くのニーズに応えられるサービス提供体制を敷いていく。

また、将来の環境の変化に備え、安定的な経営基盤を構築するため、既存事業のみならず、新たな事業やサービス又は事業連携の可能性などを研究・模索していく。

②コミュニケーション力・広報戦略

介護業界のイメージアップ及び法人の魅力等を伝えるツールとしてのホームページ・ウェブメディア・その他SNS、各種媒体等を通じた広報活動の拡大により、イメージアップを図っていく。法人プロモーションビデオも製作し広報を行っていく。

また、メディアのみならず職員が一丸となり、足を使って各方面への広報活動も行うなかで地域とのコミュニケーション力も強化していく。

その他、マスコットキャラクター「花シス」も活用し、親しみやすい法人としての取組みを行っていく。



マスコットキャラクター

8. 苦情解決と権利擁護

苦情解決窓口の設置はもとより、第三者委員の設置による助言等により、公平な観点から苦情の迅速かつ適切な解決に努める。

また、利用者等の苦情をサービスの向上のための貴重な意見として位置づけ、積極的に検討し今後のサービス向上に活かす。

権利擁護については、虐待防止の組織的取り組みを委員会にて行う。

VII. 資金計画及び資金収支予算

運営経費は、介護サービス利用料及び介護給付をもって運営する。

運営にあたっては、運営経費のより効率的な執行を図り、その節減に努める。

(資金収支予算計画は別紙「資金収支予算書」のとおり)

VIII. 人事計画

1. 介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善を目的とした処遇改善加算があるが、当法人でもその加算を算定し、介護職員に分配する。

処遇改善を通して職員の定着または人材確保策の一環としてつなげていく。

2. 人事異動

人財育成を目的とし、各ユニットや事業間での人事異動や配置変更等を行い組織の活性化を図る。

3.人材確保策

業界の介護人材不足を背景に、人材の確保が困難になってきており、法人としてできる最大限の力を発揮し、人材確保を行っていく。

具体例の一部として、法人の情報をホームページ・SNSを媒体とした情報発信、或いは法人プロモーションビデオも製作し情報発信を行い、法人の職場制度や職員の生き生きとした職場風景などを公開し、法人の透明性や考え方などをアピールしていく。また、各種就職フェア等にも積極的に参加し、法人のもつ魅力など情報発信を行い、求職者に知ってもらうということも確保策の一環とする。また、ハローワーク等の人材紹介業、または学校等の教育機関とも連携し確保につなげていく。

4.資格取得の奨励

関係資格の情報発信を絶えず行い、職員のキャリアアップを推進し、資格取得支援制度を活用し奨励していく。また、制度内容の見直し・拡充も随時検討していく。

5.施設管理者・役職者計画

()は兼務

法人本部	本部長(1) 本部長次長(1) 総務課					
実施事業(施設)	施設長	課長	管理者	主任		副主任・リーダー
特別養護老人ホーム	1	2 ※施設長補佐 含む	(1)	介護1・看護1	総務1	副(2)リ(3)
短期入所				(副管理者1)		栄養1
小規模多機能			1			1
居宅介護支援			1	—		—
通所介護			1	—		—
くらしサポート			(1)			

5.職員全体配置計画 (平成31年4月1日)

SS=ショート

配置職員		本部	特養	SS	小多	居宅	通所	実数	備 考
本部長	常	1						1	
本部長次長	常	1						1	
統括施設長	常		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		本部長兼務
施設長補佐	常		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		本部長次長兼務
総務課長	常	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		本部長次長兼務
サービス課長	常		(1)	(1)	1			1	施設課長・在宅課長
総務事務	常	4	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	4	
	非	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1	
用務技師	常		1	(1)	(1)	(1)	(1)	1	
管理者	常		(1)	(1)	1	1	1	3	
副管理者	常			1				1	
介護職員	常		17	13	9		2	41	
	非		3	3	4		1	11	

配置職員		本部	特養	SS	小多	居宅	通所	実数	備 考
業務補助員	非		2	2				4	内:派遣 1
看護職員	常		2	1	1			4	
	非						1	1	
嘱託医師	非		1	(1)				1	
生活相談員	常		1	(2)			(1)	1	
ケアマネージャー	常		1			2		3	相談員・管理者兼務
	非				(1)	(1)			
栄養士	常		1	(1)	(1)		(1)	1	
調理員	常		4	(4)	(4)		(4)	4	
	非		6	(6)	(6)		(6)	6	
宿直管理人	非		(3)	(3)	3			3	
産休育休職員	常						1	1	
合 計	常	6	27	15	12	2	4	66	
	非	1	12	5	7		2	27	
	計	7	39	20	19	2	6	93	

<職員データ> ※()は昨年値

●平均年齢 : 45歳 (44歳)

●男女比 : 男性 25% (23%) 女性 75% (77%)

IX.会議・委員会計画 ○数字=法制度上の必須委員会

	会議名	目的	構成職員
1	運営会議 (労働安全衛生委員会・苦情解決委員会・事故災害感染対策本部 含む)	・運営全般を通して各事業の課題抽出、検証、改善等のPDCAサイクルを行い、事業全体のサービス向上を目指す ・苦情解決の取り組みを通じて、サービス向上を目的とする ・有事の際の事故災害等対策本部を設置し、その対応にあたる	役職者
②	地域密着型運営推進会議	・地域に密着し開かれた施設にする為に、地域の声を出して頂き運営に反映させる	地域代表・利用者 ・家族代表・行政職員・民生委員
3	事業所会議 (業務改善会議)	・各事業所及びキッチン等各部署における業務改善・行事計画実施・検討(位置付け=スタッフ会議)	各配属職員

	会議名	目的	構成職員
④	ユニット会/ケア会議 (サ担会議)	・個別の利用者の支援計画に基づき、サービス検討 (感染・褥瘡・事故防止・身体拘束含む)(サービス担当者会議)	各配属職員
5	キャリア推進定例会議	・キャリア推進室の進捗打合せ、今後の確認等	室員他

	委員会名	目的	構成職員
①	お引越し検討委員会 (入所判定)	・特養への入所において、透明性・公平性を確保し、要綱に従い入所判定を行う。	施設長・総務課長・支援課長・相談員・介護主任・看護主任
②	ケア検討安全委員会	・(ケア連携)介護・看護の連携による医療的ケア実施にかかる体制等の検討 ・(感染症対策)感染症予防対策及びマニュアル作成改定等行い、感染症を防ぐ対策及び有事の際の対策を図る ・(身体拘束)身体拘束廃止に向けての取り組み ・(事故防止)事故防止の為に、ヒヤリはっとの集計・分析等によるリスクマネジメントを図る	施設長・総務課長・施サ課長・看護主任・介護主任・管理者
3	おいしい食事委員会	・食全般について検討し、食生活の向上を図る。 (※感染対策委員会との連携)	各部署より・看護・調理等
4	ケアリングクオリティー向上員会	・利用者がより快適・安全に生活向上 ・慈・愛・心・睦を基にケアノ輪を重ねていくことを目指す	各部署より
5	行事・広報委員会	・行事を通し、生活に潤いと充足感を提供 ・家族、地域、関係機関に対し、理解や啓発を図る ・わえの畑を通し、日常生活に潤いを提供 ・広報誌を発行し広く情報発信する	各部署より

	委員会名	目的	構成職員
6	環交交通防災委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の美化に努め快適な環境を構築する ・災害の予防警戒・鎮圧、利用者及び重要物件の安全を確保するための必要な事項の検討 ・安全運転を喚起し交通事故の防止に努める 	各部署より
7	I'esプロジェクトチーム (あいズ)	<ul style="list-style-type: none"> ・社内での従業員満足(ES)を高めるための方法を検討し、意見交換や提案を行なう ・有効な手段で法人運営に反映できるよう、従業員の意見集約活動を行う 	各部署より

X.事業所別運営計画・・・別紙のとおり

XI.事業別利用計画（利用人数・稼働率見込）

<稼働率(年平均)>

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1)特別養護老人ホーム 花むつみ | 97.4% |
| (2)短期入所生活介護 風薫る宿 花むつみ | 94.6% |
| (3)小規模多機能型居宅介護 花むつみ | 91.0% |
| (4)居宅介護支援 介護の相談所 花むつみ | 別紙人数 |
| (5)通所介護 炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ | 70.0% |

※詳細別紙「利用人数・稼働率見込表」のとおり

XII.その他の計画

- (1)法人広報誌の発行 = 年2回(春・秋)
- (2)職員健康診断 = 年2回(5月・11月) ※ストレスチェック 年1回(10月)
- (3)利用者健康診断 = 年1回(春)
- (4)各種実習の受入 = 高校・中学校・養護学校等の職場体験・実習等の受入を積極的に行っていく。
- (5)地域との交流促進 = 各種行事は勿論のこと、地域との関わりを広げ、地域参加を積極的に行い、施設が地域の存在としての基盤を強化する。
地域交流センターとの連携も軸とする。

平成31年4月1日
社会福祉法人 一真会

(別紙)

X.事業別運営計画

<社会福祉事業>

1.特別養護老人ホーム 花むつみ

(1)基本方針

- ①施設は、入居者一人一人の思いや人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、利用者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるようになることを目指すものとする。
- ②事業の提供にあたっては、入居者個々の特性や人格を尊重し、常に入居者のよき理解者であり入居者の思いに寄りそったサービス提供に努めるものである。
- ③事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

(2)利用者様の処遇

ユニットケアサービスの特性を生かし、その人に合った処遇を実施して平凡ながら生きがいのある生活を送れるよう配慮する。

利用者の一人ひとりの生活の流れに沿った、個別性の高いサービスを提供できるよう、職員が生活の支援者として、利用者のかたわらに寄り添ったサービスを提供する。

また、食事に力を入れ、身体状況、栄養、嗜好に配慮した食事を提供する事は勿論のこと、季節感を大切に、時節の行事等に応じた食事の提供を行なう。

(3)健康管理

施設の医師または看護師は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

看護職員による体温、脈拍、血圧、体重測定などにより日々の健康管理を行ない、利用者様の身体的、精神的特徴を考慮し、個人の健康状態の的確な把握に努める。

たん吸引等の行為を法令に基づき行い、医師、看護師、介護員の連携のもと定期的なケア連携委員会を開催し安全に行う。

設備、備品等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置をし、医薬品、医療用具の管理を適正に行なう。

感染症の発生、蔓延を防止するために感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じる。

(4)日課

ユニットケアの特性から、利用者様個々の日課に合わせたケア体制とするが、食事の時間のみの目安は下記の通りとする。

- ・朝食 7時30分ころ～
- ・昼食 12時00分ころ～
- ・夕食 18時00分ころ～

(5)行事予定

各ユニット毎に、季節に応じた各種行事を企画し、実施する。

家庭的な雰囲気的大事にし、利用者様の個々の時節の行いを継続できるよう支援する。

全体で行なう行事としては、花むつみ祭を9月上旬におこなう。

(6)営業日等

営業日 = 年中無休 24時間

定員 = 29名

職員数 = 15～20名（その他、事務調理等）

2.短期入所生活介護 風薫る宿 花むつみ

(1)基本方針

- ①事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- ③予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

(2)利用者様の処遇

その方の在宅と施設の差をできる限りなくし、その人に合ったケアを実施して平凡ながら生きがいのある生活を送れるよう配慮する。

利用者の一人ひとりの生活の流れに沿った、個別性の高いサービスを提供できるよう、職員が生活の支援者として、利用者のかたわらに寄り添ったサービスを提供する。

また、食事に力を入れ、身体状況、栄養、嗜好に配慮した食事を提供する事は勿論のこと、季節感を大切に、時節の行事等に応じた食事の提供を行なう。

(3)健康管理

施設の医師または看護師は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

看護職員による体温、脈拍、血圧、体重測定などにより日々の健康管理を行ない、利用者様の身体的、精神的特徴を考慮し、個人の健康状態の的確な把握に努める。

たん吸引等の行為を法令に基づき行い、医師、看護師、介護員の連携のもと定期的なケア連携委員会を開催し安全に行う。

設備、備品等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置をし、医薬品、医療用具の管理を適正に行なう。

感染症の発生、蔓延を防止するために感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じる。

(4)日課

ユニット配置ではないものの、隣接の特別養護老人ホームのユニットケアのサービス体制に習い、利用者様個々の日課に合わせたケア体制とするが、食事の時間の目安は下記の通りとする。

- ・朝食 7時30分ころ～
- ・昼食 12時00分ころ～
- ・夕食 18時00分ころ～

(5)行事予定

各ユニット毎に、季節に応じた各種行事を企画し、実施する。

家庭的な雰囲気的大事にし、利用者様の個々の時節の行いを継続できるよう支援する。

全体で行なう行事としては、花むつみ祭を9月上旬におこなう。

(6)営業日等

- 営業日 = 年中無休 24時間
- 定員 = 28名
- 職員数 = 10～15名（その他、事務調理等）

3.小規模多機能型居宅介護 花むつみ

(1)基本方針

- ①利用者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、通い、訪問、泊まり等を柔軟に組み合わせ必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。
- ②サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護サービス計画書に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその方が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- ③小規模多機能型居宅介護の利用者に対して通い及び訪問及び泊まりサービスを合わせて概ね週4日以上をめざす。
- ④登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- ⑤事業所の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図り、サービスを提供する。

⑥サービスの実施にあたっては、横手市、地域包括支援センター、医療、福祉サービス等と綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

(2)利用者様の処遇

- ・小規模多機能サービスの特性を生かし、その人にあった介護サービスを行い、人とのつながりを大切にして孤独感から解放し、こころ豊かな生活を送れるようサービスを進める。
- ・住み慣れた地域での在宅生活を送れるよう、利用者の一人一人の生活の流れに沿った、個別性の高いサービスを提供できるよう、職員が生活の支援者として、利用者のかたわらに寄り添ったサービスを提供する。
- ・食事に力を入れ、身体状況、栄養、嗜好に配慮した食事を提供する事は勿論のこと、季節感を大切にし、時節の行事等に応じた食事の提供を行なう。
- ・小規模多機能利用者及びその家族の在宅介護生活を全面的に支援させて頂くために、外部業者と連携をし、小規模多機能サービスの提供時間外でケアマネジメント上で必要なご利用者への、24時間の見守りサービスを行う。

(3)健康管理

看護師は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

体温、脈拍、血圧、体重測定などにより日々の健康管理を行ない、利用者様の身体的、精神的特徴を考慮し、個人の健康状態の的確な把握に努める。

設備、備品等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置をし、医薬品、医療用具の管理を適正に行なう。

感染症の発生、蔓延を防止するために感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じる

(4)日 課

利用者様個々の日課に合わせたケア体制とするが、食事の時間のみの目安は下記の通りとする。

- ・朝食 7時30分ころ～
- ・昼食 12時00分ころ～
- ・夕食 18時00分ころ～

(5)行事予定

季節に応じた各種行事を企画し、実施する。家庭的な雰囲気を楽しみ、利用者様の個々の時節の行いを継続できるように支援する。また日々のレクリエーション等もおこなわれ、利用者様が安心できる施設運営を行う。

全体で行なう行事としては、花むつみ祭を9月上旬におこなう。

(6)営業日等

- 営業日 = 年中無休 24時間
- 定 員 = 29名(登録可能人数)
- 職員数 = 10～15名 (その他、事務調理等)

4.居宅介護支援 介護の相談所 花むつみ

(1)基本方針

- ①利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助につとめる。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ④事業の運営に当たっては、保険者、他の在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- ⑤利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。
- ⑥保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行う。
- ⑦上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

(2)地域の介護相談所としての役割

花むつみのある十文字西地区は介護施設が他になく、当施設が西地区の介護福祉の向上を担っていくためにも、地域の介護の相談所として包括的な相談が可能となるよう地域住民の声を拾い還元していく。

また、在宅サービスであるデイサービスや小規模多機能事業所・ショートステイ事業所との連携も含め、地域の在宅介護の実状を把握し、在宅サービス部分のサービス向上を推進していく。

(6)営業日等

営業日 = 月～金曜日(祝日・盆・年末年始除く)
定員 = 介護支援専門員 1名あたり20～25名
職員数 = 2名 (その他、事務調理等) ※利用者数により増

5.通所介護 炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ

(1)基本方針

- ①事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その

他必要な援助を行う。

- ②事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- ③予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

(2)利用者様の処遇

- ①日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。
 - ・移動、移乗の介助
 - ・排せつの介助
 - ・その他必要な身体の介護
- ②家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ・衣類着脱の介助
 - ・身体の清拭、洗髪、洗身
 - ・その他必要な入浴の介助※人工炭酸泉を導入し、その効果効能を堪能して頂く。
- ③昼食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ・準備、後始末の介助
 - ・食事摂取の介助
 - ・その他必要な食事の介助
- ④利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
 - ・レクリエーション
 - ・グループワーク
 - ・行事活動
 - ・体操
 - ・機能訓練
 - ・休養、養護
- ⑤送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ・移動、移乗動作の介助
 - ・送迎
- ⑥利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ・生活、身上、介護に関する相談、助言
 - ・その他必要な相談、助言

(3)健康管理

看護師は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

体温、脈拍、血圧、体重測定などにより日々の健康管理を行ない、利用者様の身体的、精神的特徴を考慮し、個人の健康状態の的確な把握に努める。

設備、備品等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置をし、医薬品、医療用具の管理を適正に行なう。

感染症の発生、蔓延を防止するために感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じる

(4)日 課

利用者のケアプランに沿って、個々の生きがいを大切にし、自立心を促し、個別の活動メニューに応じた日課で過ごして頂く。

営業時間内におけ利用者様個々の日課に合わせたケア体制とするが、食事の時間のみの目安は下記の通りとする。

- ・昼食 12時00分ころ～

(5)行事予定

季節に応じた各種行事を企画し、実施する。家庭的な雰囲気을大事にし、利用者様の個々の時節の行いを継続できるように支援する。また日々のレクリエーション等もおこなわれ、利用者様が安心できる施設運営を行う。

全体で行なう行事としては、花むつみ祭を9月上旬におこなう。

(6)営業日等

営業日 = 月曜日～金曜日(年末年始除く)

営業時間 = 9時30分～16時30分 (7時間)

定員 = 1日あたり10名

職員数 = 3～5名 (利用者数に応じて人員配置)

<公益事業>

6.高齢者くらしのサポートセンター花むつみ

(旧事業名 : 横手市低所得高齢者等住まい・生活支援事業)

(1)基本方針

本事業は、社会福祉法人や市福祉部局と不動産関係者等と市住宅部局がプラットフォームを構築して、低所得等生活支援が必要な高齢者に対して住まいの確保と住まい方の支援をすることで、住み慣れた地域で継続して暮らし続けることと地域互助の形成を目指すものである。

(2)業務の内容

事業の実施に必要な人員を配置した上で、市や事業者で構成する地域連携・協働のネットワークとなるプラットフォーム(地域連携・協働の仕組み)を構築し、当該プラットフォームを通じて住まいに困窮する対象者に対して、地域の利用可能な空き家に関する情報の提供や、入居相談及び入居支援を実施する。

併せて、日常生活に関する支援が継続的に実施できるよう日常的生活相談や見守り等の生活支援サービスを実施する。

(3)事業概要

事業所名 : 高齢者くらしのサポートセンター花むつみ

事業実施地域 : 横手市十文字町 (不動産相談等は横手市全域)

職員数 : 1名(住まいの相談員) 他居宅介護支援事業所と連携して行なう。

以上